

目 的
千葉市域に大規模災害が発生した場合、市民の安全を確保し、被害を最小限に留めるためには、千葉市議会及び議会議員がどのように対応をすべきか、共通の認識を持ち、非常時に即応した行動をするために作成する。

	市当局	議 会
大規模災害発生	大規模災害 1地震 ○市域に震度5強以上の地震 ○東京湾内湾に大津波警報 ○東海地震予知情報・警戒宣言 等 2風水害 3大規模事故災害 市・区災害対策本部の設置 市 構成:本部長(市長) 副本部長(副市長) 本部員(各局長等) 本部事務局(危機管理課他)・連絡員(各部が派遣) 【本部会議】 情報収集、協議、要請・指揮等 区 構成:本部長(区長) 副本部長(副区長) 本部員(区各課)	大規模災害時の基本対応 ○議会は、当局が災害対応を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行う。 ○議長は、会派及び議員への情報提供を行うとともに、会派及び議員から寄せられた情報と要望を一元化し、災害対策本部長へ要請する。 ○議員は、地域の一員として、市民の安全確保と応急対応等に協力する。
(発生から概ね24時間) 初動期	地域防災計画を基に全体の被害状況を把握し対応 応急対策 復旧活動	【会議開催時】 ・直ちに休会又は散会 ・避難 ・災害・被害状況把握 ・退庁 退庁後は閉会時と同じ 【会議閉会時】 ・所在(安否)報告 ・連絡体制の確立 ・災害・被害状況把握 ・地域の被害状況等収集・提供 ・地域の支援・要望事項の報告 ・地域で応急対応等への協力
初動期経過後		・引き続き地域の被害状況等収集・提供と支援要望事項の報告 ・避難所支援 ・今後の対応協議(幹事長会議等) ・国、県、関係機関への要望活動

